

ご注意！

折れたり、汚れたりした申請書は受付できません。

旅券申請のご案内

5年 10年

白杵市で申請できる方は、日本国籍を有し、白杵市に住民登録のある方、または県外に住民登録があり、現に白杵市に居住している方です。

- ◎ 旅券は、有効期間10年と5年の2種類があります。
- ◎ 申請時満20歳以上の方は、いずれかを選べます。
- ◎ 申請時満20歳未満の方は、5年の旅券のみです。

申請に必要な書類

〈有効期間切れによる「新規申請」、有効期間内の「切替新規申請」・「訂正新規申請」を含む。〉

1 一般旅券発給申請書 1通

・ 記入例(裏面)を参照し、間違いのないよう記入してください。

2 戸籍抄本又は謄本 1通

・ 発行日から6ヶ月以内のもの(未成年者は原則謄本)
 ・ 同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用することができます。

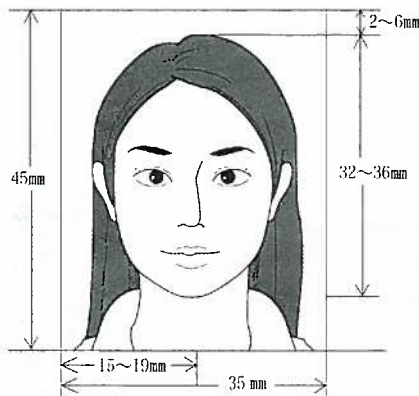
* 有効旅券を提出して切替新規申請をする場合で氏名・本籍地の都道府県名・親権者に変更がない方は、原則省略できます。

3 写真 1枚

・ 6ヶ月以内に撮影されたもの(白黒・カラーどちらでも可。)

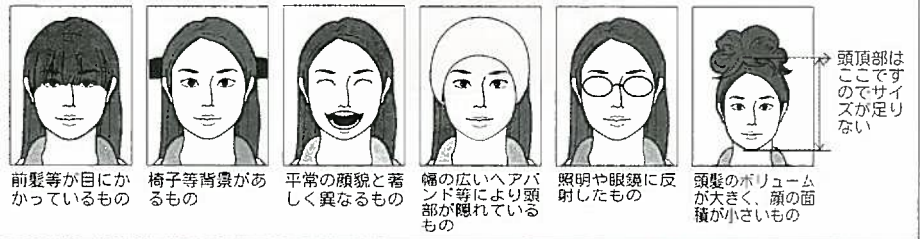
* 裏面に氏名を記入し、申請書に貼らないでください。

* 提出された写真が旅券に転写されます。



- ◎ ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの
- ◎ 申請者本人のみ撮影されたもの
- ◎ 無背景・無帽で正面を向いたもの

(不適当な写真の例) ※次のような写真は受付できません。



※規格を満たさないもの、画素の粗いものは撮り直して頂きます。

4 本人確認書類 (原本で有効なもの・コピー不可)

① 下記の書類の中から、1つ提示してください。

- ◆日本国旅券(失効後6ヶ月以内のものを含む) ◆運転免許証 ◆船員手帳 ◆海技免状
- ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃・空気銃所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆宅地建物取引主任者証
- ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆写真付き住民基本台帳カード
- ◆身体障害者手帳(偽造防止付)

② ①の書類を提示できない場合は、下記の中から(イ+イ)又は(イ+ロ)の2つを提示(提出)してください。(ロの書類2つは不可)

イ	◇健康保険証 ◇国民健康保険証 ◇船員保険証 ◇共済組合員証 ◇介護保険被保険者証 ◇国民年金手帳(または証書) ◇厚生年金手帳(または証書) ◇共済年金証書 ◇恩給証書 ◇身体障害者手帳 ◇印鑑登録証明書と登録している印鑑の2点
ロ	◇失効旅券 ◇在学証明書 ◇写真付身分証明書(学生証・社員証) ※生年月日の記載があり、発行者の証明印があるもの ◇納税(または非課税)証明書 ◇公の機関が発行した資格証明書(写真付)

5 前回発給を受けた旅券

・ 有効旅券をお持ちの方は、その旅券を提出されないと受付できません。(残存有効期間は、切り捨てとなります。)

※ 住民票 原則不要です。

ただし、居所申請される方(県外に住民登録があり、現に白杵市に居住している方)は、発行日から6ヶ月以内の住民票が必要となります。またその場合、現に居住している所に届いた郵便物等も確認のため必要になります。

※ 印鑑 原則不要です。

ご注意

未成年者等の申請

未成年者又は成年被後見人が申請する場合

- ① 親権者(父又は母)又は後見人が申請書裏面の法定代理人署名欄に自筆署名してください。
- ② 親権者等が遠隔地に在住の場合は、法定代理人署名に代えて「同意書」の提出でも可能です。

※ 申請内容により別途書類等が必要となる場合があります。

切替申請

旅券の有効期間内に申請する場合

- ① 残存有効期間が1年未満になった場合
- ② 旅券に記載されている事項(氏名、本籍地の都道府県)に変更があった場合
(お持ちの旅券と有効期間満了日が同一の「記載事項変更旅券」の申請もできます。詳細はお問合わせください。)
* 現住所のみの変更の場合は、変更届出などの必要はありません。
- ③ 査証欄に余白がなくなった場合(増補申請もできます。詳細はお問合わせください。)
- ④ 有効旅券を著しく損傷した場合
- ⑤ IC旅券でない旅券をお持ちの方でIC旅券に切替を希望する場合

代理提出

申請者に代わって代理の方が申請書を提出する場合

代理提出には、次の①～③の書類が必要です。代理人はすべて原本を預かって来てください。(コピーは不可)

- ① 申請者本人が記入した「一般旅券発給申請書」
* 裏面「申請書類等提出委任申出書」の記入も必要です。
- ② 「戸籍抄本又は謄本」「写真」「本人確認書類(原本で有効なもの)」
- ③ 代理人の本人確認書類が必要です。(表面「4 本人確認書類」の中から1つ)

※ 申請内容により別途書類等が必要となる場合があります。

※ 代理提出の件数が一度に10件以上となる場合は、あらかじめ電話予約してください。

次のいずれかにあてはまる方は、必要書類が異なりますので必ず事前にお問合わせの上、ご本人がお越しください。

- ① 申請書表面の「刑罰等関係」欄に該当のある方。(別途手続きが必要となります。)
- ② 有効な旅券を紛失・焼失し「紛失一般旅券等届出書」を提出される方。
- ③ 緊急発給、早期発給を希望する方。

※ 居所申請(大分県に住民登録していない方)の場合、住民票や居所の立証書類が必要です。事前にお問合わせの上、ご本人がお越しください。

受取り

旅券の受取りは年齢に関係なく必ず本人がおいでください。

- * 旅券は申請された窓口以外では、受け取れません。
- * 受取り時に収入印紙と大分県収入証紙を手数料として納めてください。
- * 受取の際には「旅券引換書(申請時にお渡しします)」が必要です。
- * 発行の日から6ヶ月以内に受領しないと失効します。

旅券の種類	申請時の満年齢	収入印紙	大分県収入証紙	合計
10年旅券	20歳以上	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更旅券	—	4,000円	2,000円	6,000円

旅券窓口及び問い合わせ先

土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休みです。

受付時間	入手所要日数	受付窓口	所在地・電話番号
8:30～17:00 ただし、交付は18:00まで	[土・日祝日年末年始(12/29～1/3)] [を除いて申請日から6日目以降]	大分県パスポートセンター	大分市高砂町2-50 OASISひろば21 3階 ☎097-536-1786(直通) ☎097-536-1111(代表) 内線6221

受付窓口	所在地・電話番号
臼杵市役所市民課4番窓口 市民生活推進課	臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市野津町大字野津市326番地の1 ☎0972-63-1111

大分県パスポートセンター地図

